

浦安市規則第45号

浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付規則の一部を改正する規則

浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付規則（平成30年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項本文中「が、」を「（電気自動車等を導入する場合を除く。）又は第2項に該当するもの（断熱窓を導入する場合に限る。）は、」に改め、「者が」の次に「既に」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、既にこの規則に基づき補助金の交付を受けて導入した家庭用燃料電池システム又は定置用リチウムイオン蓄電システムが第10条第1項に規定する財産処分制限期間を経過した後に、同種の設備を交換又は増設する場合は、この限りでない。

第2条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「が、」を「（断熱窓を導入する場合を除く。）は、」に、「同じ種類」を「既に同種」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項に該当する者（電気自動車等を導入する場合に限る。）は、同一の住宅について、導入する設備と同種の補助対象設備に対し、既にこの規則に基づき補助を受けている場合は、補助金の交付を受けることができない。

別表定置用リチウムイオン蓄電システムの項省エネルギー設備の要件の欄、同表断熱窓の項省エネルギー設備の要件の欄(1)、同表電気自動車等の項省エネルギー設備の要件の欄(4)、同表V2H充放電設備の項省エネルギー設備の要件の欄及び同表集合住宅用充電設備の項省エネルギー設備の要件の欄中「令和4年度」を「令和5年度」に改める。

別記第8号様式中「浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱」を「浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。